

平成27年（ワ）第13029号、第23567号

T P P 交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

原告第14準備書面

(被告答弁書について)

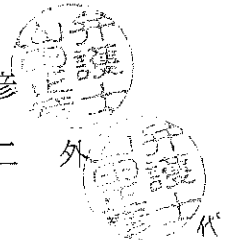
平成28年7月13日

東京地方裁判所民事第17部合議B係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二 外



被告国の準備書面（2）に対し、下記のとおり反論を行う。

第1 差止めの訴えについて

1 被告国の主張

被告国は、原告らが差し止めを求めているT P P協定に関する締結に対する差止請求については、内閣の行政上の権限の行使の取消変更またはその発動を求める請求を包含する以上、このような行政権の行使に関し、私人が私法上の給付請求権を有すると解することはできず、民事上の請求としてその差し止めを求める訴えが不適法であるとするのは確立された判例が存するなど述べる。

2 原告らの反論

しかし、仮に本件交渉内容が違憲である場合、行政権の行使であるとして裁判所が差し止めうる余地がないと考えるのはあまりに乱暴である。

被告国が指摘した判例（最判昭和56年12月16日・大阪国際空港最高裁判決）についても、国の行政権（公権力の行使）の範囲を拡大解釈することで民事訴訟での解決を否定した点等について、学説でも批判的見解が多い。例えば櫻井敬子教授ら著「行政法」（第3版）では、「事実行為を含む行政活動全体を包括的にとらえて公権力性を認め、この概念を民事訴訟を否定するための解釈ツールとして機能させたわけである。しかし、公権力の行使について、明確な法律上の根拠なしにその外延もあいまいなまま拡大解釈をすることには、強い義務が呈されている」（271頁）と指摘し、判例を批判している。また、塩野宏東京大学教授著「行政法Ⅱ」252頁でも同様にこの判例が批判されている。

原告らの主張内容を前提に、本件で民事訴訟として差止の余地があるか否か、今後の主張及び人証の証拠調べ結果等を経たうえで、裁判所が最終的に判断されるべきである。

第2 違憲確認について

1 法律上の争訟性

(1) 被告国は、本件について、具体的な権利義務乃至法律関係の存否に関する紛争に該当しない以上、法律上の争訟に該当しないなどと述べる。

(2) しかし、原告らはこれまでの準備書面において、本件TPP交渉

の経過や、あるいは和訳されたT P P協定文等を前提に、このT P P協定によって憲法上の権利等が制限されることを明確に主張し続けてきた。

そして被告国は、原告らのこれら主張に対して一切の反論を行わないばかりか、安易に、原告の訴えが抽象的であって、具体的な権利義務乃至法律関係に基づく主張ではないなどと述べているに過ぎない。

かかる被告国の応訴態度こそが、このT P P問題に関する姿勢そのものであって、国民の権利義務をないがしろにしていると言わざるを得ない。

なお、原告らは憲法41条、76条違反などの、国の統治機構を巡る争いも主張しているが、司法府の消極的な判断が相次いでいるものの、T P P協定は統治機構の基本構造が破壊されるものであって、争訟性を理由に安易に請求を否定すべきではない。

2 確認の利益

(1) 被告国は、原告らが違憲確認を求める交渉について、将来の権利乃至法律関係を対象とするものであるから、確認の利益はないなどと述べる。

(2) しかし、本件の交渉結果が成文化されており、原告らの権利が侵害され乃至法律関係に変動が生じる蓋然性は極めて高い状況下にある（この点については、他の原告ら準備書面で主張している）。

そして、すでに本年の通常国会ではT P P協定の承認案が提出されており、本年秋の臨時国会において、この承認手続きがなされる可能性もある。当然ながら、違憲確認を行う必要性はますます大きくなっている。

また、被告国は本件訴訟の期日において、「再交渉は予定していない」とも述べており、現在の協定文のさらなる変動も予定されていない。

ゆえに、以上の前提からすれば、現在の協定文そのものを前提としてT P P協定の違憲確認を行う利益は十分にある。

(3) なお、仮に被告国が、原告らの法的利益がいまだ侵害されるような状況に至っていないなどという主張を続けるのであれば、原告らの個別の主張内容について詳細に反論していただきたい。

そして、被告国からそのような反論がだされない中で、原告らの権利乃至法律関係に変動などないなどという被告国の主張内容が、訴訟で安易に受け入れるような判断がなされては、絶対にならない。

第3 結論

以上の通り、被告国の主張は失当である。

以上